

令和8年度滋賀県公立大学法人評価委員会開催方針および開催計画について

開催方針

地方独立行政法人法の改正（令和5年6月16日施行）により、これまで法定で義務付けられていた年度評価の実施が不要となり、「中期目標期間見込評価」および「中期目標期間評価」を実施することのみが法的な手続となりました。

しかしながら、滋賀県立大学法人（以下「法人」という。）における取組の質の向上を図るために滋賀県立大学公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を適切に取り入れる観点や、評価制度の効果的な運用に当たって、法人の取組の方向性や状況と委員会の認識等を共有することは、法定の如何にかかわらず重要であることから、令和7年度以降の委員会（評価対象年度を除く）では、毎年度、法人の取組の進捗状況、今後の見通し、課題の共有、課題の解消に向けた方策等について委員会に報告の上、意見交換を行うとともに、第4期中期計画達成に向けた取組に反映していくことが、令和6年度第4回委員会において決定されたところです。

こうした決定事項も踏まえ、令和8年度の委員会の開催時期および内容等について、下記の開催計画（案）のとおり定めることとします。

令和8年度開催計画（案）

第1回 [場所] 滋賀県立大学 [時期] 4月下旬～5月中旬 [所要時間] 15分
内容
① 委員長の互選について
② 令和8年度滋賀県公立大学法人評価委員会開催方針および開催計画について

第2回 [場所] 県庁 [時期] 8月下旬～9月上旬 [所要時間] 45分
内容
① 令和7年度決算について
② 第4期中期計画の進捗状況について

- ※ 開催時期・議題等については、今後の日程調整等により最終的に決定します。
- ※ 法人決算については、法人の業務の進捗状況を確認するに当たって関連するものであることから、委員会の場で財務諸表・利益処分についても議題とします。
- ※ 法人役員の報酬等の支給基準の変更が行われた場合は、原則としてその後に予定されている直近の委員会において議題とします。